

**審査基準**

| 審査項目                  | 審査基準   |
|-----------------------|--|
| 受信センターの体制について         | 通報が重なった場合も対応できるよう、受信センターの人員は確保できているか                   |
|                       | 正看護師等の有資格者が確保できているか                                    |
|                       | 従事者に対し、定期的な研修等を実施しており、受信対応の質の維持・向上に努めているか              |
|                       | 停電・故障時の対応は十分か  |
| 緊急通報対応について            | 緊急通報時の状況確認から消防への連絡、現場急行までの体制が構築されているか                  |
|                       | 緊急通報時の利用者に対して、確実に駆け付けできる体制が整っているか                      |
| 相談対応について              | 相談通報時に利用者の状況確認が適切に実施され、的確なアドバイスが行える体制が構築されているか         |
| 定期的な安否確認について          | 利用者の安否確認等、利用者本人と連絡がとれない場合の状況把握が確実にできる体制が整っているか         |
| 緊急通報装置について            | 装置(ペンダント・モバイル型含む)の使用方法はわかりやすいか、高齢者・障害者に対して配慮されているか     |
|                       | 装置(ペンダント・モバイル型含む)の耐用年数は十分にあるか、バッテリー・電池切れ・停電・故障時の対応が適切か |
|                       | 装置(ペンダント・モバイル型含む)の設置・撤去等の工事対応が素早くできるか                  |
| 災害時の対応について            | 人員、機器の両面において地震等の大規模災害に対する備えは適切か                        |
| 個人情報保護                | 個人情報保護対策が組織的に行われており、従事者まで周知徹底されているか                    |
|                       | 個人情報漏洩時の組織的な対応が想定されているか                                |
| 他の地方公共団体からの受託業務実績について | 過去3ケ年の人口10万人以上の自治体からの受託件数                              |
|                       | 他の類似自治体からの受託実績があるか                                     |
| 企画提案事業内容について          | 今後、業務の効率化が見込めるような新たな提案があるか                             |
| 見積価格                  | (固定型緊急通報装置)<br>見積価格÷委託予定価格・・・(A) (小数点以下第3位を四捨五入)       |
|                       | (モバイル型緊急通報装置)<br>見積価格÷委託予定価格・・・(A) (小数点以下第3位を四捨五入)     |
| 合 計                   |  |

・平成26年3月26日発出尼契第9320号尼行改第3950号「プロポーザル方式(所管課契約及び指定管理者公募選定)における地域経済活性化のための取組について(通知)」に基づき、最低基準点を超えた事業者について、以下の加点を行う。

- (1)市内事業者(尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者)は10%加算、準市内事業者(尼崎市内に支店や営業所を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者)は5%加算
- (2)事業実施に際して、市内在住者の雇用を行う提案があれば5%加算

・最低合格基準:120点